



第43回九都県市合同防災訓練(北本総合公園)



九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では大地震の被害を最小限に食い止めるため、毎年合同で防災訓練を実施しています。

令和4年度の埼玉県の九都県市合同防災訓練は、8月28日(日曜日)に北本市で開催されました。



管理者就任のごあいさつ

埼玉県央広域事務組合

管理者 **並木 正年**

管内住民の皆様には日頃より消防事業に対し、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私は8月1日より鴻巣市長に就任するとともに、本組合の第3代管理者として就任することとなりました。

本組合の管理者に就任いたしましたこと、責任重大であると痛感いたしております。

管内住民の安全で快適な生活の向上を目指し、災害対応のより一層の強化、充実を図り、また、県央みずほ斎場につきましては、人生の終焉の場としてふさわしい施設環境の維持を図るべく微力ながら努力していく所存でございます。

管内住民の皆様には、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。



人事行政の運営等の状況の公表

埼玉県央広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和3年度における組合職員の給与と勤務時間その他勤務条件などの人事行政のあらましをお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（令和3年度）

区分	男性	女性	合計
消防職	9人	0人	9人

※再任用職員（短時間勤務職員）は、3人採用しています。

(2) 職員の退職者数（令和3年度）

定年退職	勸奨退職	自己都合	その他 (死亡、免職、失職)	合計
7人	0人	4人	0人	11人

(3) 部門別職員数（令和3年度）

一般行政	消防部門	合計
3人	331人	334人

※再任用職員（短時間勤務職員）3人は含みません。

2 職員の人事評価の状況

職員の人材育成に資するために、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握した上で行われる「能力評価」と「業績評価」により人事評価を行っています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和3年度の人件費は、2,732,089千円で、歳出額に対する人件費率は72.8%です。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	給与費/1人
332人	1,208,503千円	381,053千円	530,098千円	6,385千円

※鴻巣市に準じ、職員数から育児休業取得に伴い年間を通じて給与等の支給がない職員及び再任用職員を除き、数値は令和3年度決算値を使用しています。

(3) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
消防職	303,683円	38.2歳

(4) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	大学卒	高校卒
消防職	188,700円	160,100円

(5) 職員手当の状況

- 令和3年度の期末・勤勉手当の支給割合は4.45月です。
- 令和3年度の地域手当の総支給額が79,009千円（支給率は6.0%）で、職員1人あたりの平均支給年額は238千円です。
- 令和3年度の時間外手当の総支給額が43,983千円で、職員1人あたりの平均支給年額は175千円です。
- 令和3年度の特種勤務手当の総支給額が17,919千円で、職員1人あたりの平均支給年額は54千円です。

(6) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

管理者	副管理者	議長	副議長	議会運営委員会委員長	議会運営委員会副委員長	議員
24,400円	20,800円	20,800円	20,000円	19,200円	18,400円	17,600円

※報酬は月額金額です。

※上記報酬の他に、期末手当として年間4.3月分が支給されます。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 1週間の勤務時間数（令和3年度）

毎日勤務職員・交替制勤務職員の勤務時間は、ともに1週間あたり38時間45分です。

(2) 育児休業等の取得状況（令和3年度）

育児休業を6人、看護休暇（子の看護）を7人が取得し、介護休業を取得した職員はいませんでした。
また、部分休業を取得した職員は2人でした。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

令和3年度において、分限処分された職員は1人、懲戒処分された職員はいませんでした。

6 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況（令和3年度）

承認件数は、厚生計画に参加の場合が39件となっています。

(2) 営利企業等従事の許可状況（令和3年度）

許可件数は4件となっています。

7 職員の研修の状況

令和3年度に実施した研修は、合計で132コースあり、1,906人（延べ人数）が受講しました。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る組合の負担状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法で具体的に定められています。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金によって賄われています。

令和3年度は共済組合の負担金として421,914千円支出しました。

このほか、令和3年度は、消防職員等互助会への助成金として772千円支出しました。

(2) 公務災害の発生状況

令和3年度に公務災害又は通勤災害と認定された事案はありませんでした。

9 公平委員会からの報告

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況
令和3年度は、措置要求及び審査請求はありませんでした。

問合せ 総務課 ☎048-597-2001
消防総務課 ☎048-597-2002

組合議会(臨時会・定例会)の報告

令和4年第1回臨時会が5月30日（月）に、令和4年7月定例会が8月25日（木）に開会されました。
提出議案とその結果は、次のとおりです。

令和4年第1回臨時会提出議案		結 果
埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について		同 意
専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例）		承 認
専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）		承 認
埼玉県央広域事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例		原案可決
埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		原案可決
財産の取得について（はしご付消防ポンプ自動車）		原案可決
財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）		原案可決
令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）		原案可決
令和4年7月定例会提出議案		結 果
令和4年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第2号）		原案可決

問合せ 総務課 ☎048-597-2001

県央ひろば



鴻巣市役所第二庁舎を使用した訓練

令和4年7月25日から28日の4日間、3署6隊の救助隊を対象として、解体予定の鴻巣市役所第2庁舎を利用し訓練を実施しました。倒壊した建物からの救出を想定し、写真はエンジンカッターで金属製ドアを破壊しているもので、鉄筋コンクリート造の床や壁をドリル等で破壊するなど救出ルートの作成に主眼を置き、実災害に近い環境下での訓練を行うことができました。



点検しましょう住宅用火災警報器



住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと働こう、定期的に点検をしておきましょう。

点検は住宅用火災警報器のボタンを押すか、ひもを引っ張ると「テスト中です」などの音声流れ、作動テストができます。電池切れや、本体に故障がある場合は音声が出ない場合があります。このような場合には内部機器の劣化も懸念されるため、本体の交換をお勧めします。

また、電池切れや故障が無い場合でも住宅用火災警報器の交換の目安は10年となっています。

日頃の安心・安全のためにもご自宅の住宅用火災警報器を点検してください。

問合せ 予防課 ☎048-597-2004

たき火に注意

たき火は火災予防条例で規制されています！

たき火については埼玉県央広域事務組合火災予防条例第25条で規制されています。次の点に注意しましょう。

- 燃えやすいものの近くで行わない。
- 消火器や水バケツなど消火の準備をする。
- 風の強い日や乾燥しているときはやめる。
- 完全に火が消えるまではその場から離れない。

また、同第45条で火災とまざらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為は、あらかじめ消防署への届出をすることが定められています。

この届出は事前に焼却行為を把握することで誤報等を避けるためのものであり、

届出を受理することによって焼却行為を許可するものではありません。

届出があっても通報があれば消防隊が確認に行くことがあります。



※野外焼却については、埼玉県生活環境保全条例で規制されています。



問合せ 予防課 ☎048-597-2004

第33回埼玉県消防操法大会への出場（桶川市消防団）



令和4年8月20日（土）に埼玉県消防学校屋外訓練場において、各市町村から選出された消防団員が技術の向上、士気の高揚を図り、消防活動の充実発展に寄与することを目的とした「第33回埼玉県消防操法大会」が開催され、当消防本部管内からは、桶川市消防団が代表として出場しました。

4月から大会当日までの5ヶ月にわたり署員と団員とで連携し、昼夜を問わず訓練を行ったことで、消防団との強い絆を構築することができました。

救急「プレ・アライバルコール」の試行的運用について

埼玉県中央広域消防本部では、救急車を必要とする傷病者を、速やかに病院などへ搬送することを目的として、プレ・アライバルコール（救急車到着前電話）の本格運用開始（令和5年4月1日開始予定）に向けて、令和4年10月1日から令和5年3月31日まで試行的に実施しています。

プレ・アライバルコールとは、救急隊が現場でスムーズに活動を行い、傷病者を病院に搬送するまでの時間を短縮することを目的として、救急車が現場に到着するまでの間に情報収集を行うことです。119番通報後に、救急隊員から通報者や関係者に折り返しの電話連絡をする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



▲プレ・アライバルコールの仕組み

問合せ 救急課 ☎048-597-2119

入浴事故を防ぐために

入浴事故は、温度差による血圧の変化で意識を失い、発見時には心肺停止状態で発見されることが多い事故で、全国的に見ても高齢者の方が入浴中に起こるケースが多くなっています。予防するためには、体温と室温の差ができるだけ少なくなるような環境で入浴することが大切で、それには脱衣所や浴室が寒すぎず、お湯の温度が熱すぎないことが重要です。

入浴事故を未然に防ぐために以下の点をお勧めします。

- 脱衣所や浴室をあらかじめ暖め、入浴時の温度差を少なくする。
- お湯の温度は41度以下にする。
- これから入浴することを家族に伝える。
- 入浴前かけ湯をする。
- 高齢者が入浴している時は、家族が様子を見に行ったり頻繁に声をかけたりする。



問合せ
救急課 ☎048-597-2119

埼玉県中央広域事務組合

検索

埼玉県の中央に位置する、「鴻巣市」「桶川市」「北本市」の3市から組織されており、消防業務及び斎場業務を行う地方公共団体（一部事務組合）です。



ホームページ

<https://www.ken-o.or.jp/>



Twitter

▼アカウント
@SAITAMA_KENO



全国統一防火標語

お出かけは
マスク戸締り
火の用心